

証券コード 3611

2024年6月12日

(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

広島県福山市宝町4番14号

株式会社マツオカコーポレーション

代表取締役社長執行役員 松岡 典之

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
「第68回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.matuoka.co.jp/ir/library/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、  
「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、インターネット又は書面により議決権を行使いただく場合には、後記の「議決権行使の方法  
についてのご案内」をご参照のうえ、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いた  
だき、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上  
げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号  
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間
3. 目 的 事 項
  - 報告事項 1. 第68期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第68期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

---

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法改正に伴い、2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、本総会においては電子提供制度の導入前と同様に株主の皆様へ電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
- (2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- (3) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権の行使方法について

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2024年6月27日（木曜日）午前10時

### インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月26日（水曜日）午後6時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

### 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年6月26日（水曜日）午後6時到着

## 2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

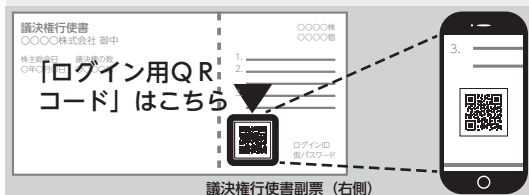
# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2024年6月26日（水曜日）午後6時までに**、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のインターネット又は郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. スマートフォン又はパソコン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

**入力後、「ログイン」をクリック**

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、世界的な金融引き締めや中国経済の成長鈍化に加え、ロシア・ウクライナ紛争の長期化や不安定な中東情勢による地政学的緊張の高まり等、依然として景気停滞局面が続きました。

わが国経済においては、社会経済活動の正常化が進む中で、企業収益の改善とともに雇用・所得情勢は底堅く推移し、緩やかな景気回復基調にある一方で、物価上昇や世界経済に起因する下振れ懸念が継続する等、引き続き先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、受注においては、アパレル製品の需要は引き続き回復傾向にあり、顧客ニーズに柔軟に対応できる生産体制を整備することで受注獲得に努めましたが、流通在庫の解消が途上にあるなかで、暖冬等の季節要因も影響し、受注面では苦戦しました。

生産においては、かねてより注力してきた中国からASEAN諸国等への生産地シフトを推進したことに加え、自社工場ならではの強みを活かし、生産ロスの削減やオーダー量に合わせた適正な生産ラインおよび人員配置等の実施によって生産効率を高め、利益率アップに貢献しました。

当社グループが展開する国ごとの生産状況は以下のとおりであります。

#### (中国)

かねてより進めているASEAN諸国等への生産地シフトを推進し、最適地での生産体制を整備しながら、中国では、熟練したオペレーターの高い縫製技術を活かしたサンプル作成や短納期を要望する顧客のニーズに対応しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は216億52百万円（前期比18.9%減）となりました。

#### (ベトナム)

2023年3月期に新設したAN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTD第3期・第4期工場、THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO., LTD工場では、受注状況に合わせた生産ラインの整備を推進しました。既存工場においては、オペレーターの習熟度が向上し、生産量と生産効率アップに寄与しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は162億26百万円（前期比30.0%増）となりました。

### **(バングラデシュ)**

2023年3月期に新設したISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH. LTD.第2期工場では、本格的な稼働に向けて生産体制の整備に取り組みました。生産性向上や生産効率のデータ化・見える化に寄与する設備を取り入れ、効率的な生産ラインの構築に活用しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は157億33百万円（前期比9.1%減）となりました。

### **(インドネシア)**

PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIAにおいては、生産コスト低減や生産管理の精度向上に対する取り組みを継続することで稼働率の維持に努め、さらなる収益改善に注力しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は34億80百万円（前期比2.2%増）となりました。

### **(ミャンマー)**

工場独自の新規顧客開拓を継続し、受注獲得につなげたほか、稼働率も安定的な水準で推移し、生産性向上に寄与する設備導入を積極的に実施することで生産能力の拡大を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は30億82百万円（前期比7.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は601億76百万円（前期比4.1%減）、営業利益は7億92百万円（同1,076.4%増）となりました。また、経常利益は為替差益等の計上により44億93百万円（同40.3%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は24億57百万円（同46.6%増）となりました。

## **(2) 企業集団の設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は25億16百万円であり、その主なものは、AN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTD 第3期・第4期工場、THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD工場、ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH. LTD.第2期工場の生産ラインの増設、生産効率向上のための設備等の購入に係る支出であります。

## **(3) 企業集団の資金調達の状況**

当期においては設備投資を目的として、長期借入金9億58百万円を調達しました。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第65期 (2021年3月期)	第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	53,928	51,056	62,778	60,176
経常利益	4,073	1,037	3,202	4,493
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,764	559	1,676	2,457
1株当たり当期純利益(円)	277.91	57.06	170.30	246.03
総資産	43,002	51,879	59,295	65,697
純資産	26,568	29,444	32,305	36,061
1株当たり純資産額(円)	2,458.30	2,739.57	2,950.89	3,329.08

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 第66期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第66期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第65期 (2021年3月期)	第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高	32,919	21,846	29,739	30,168
経常利益	2,862	765	2,209	4,734
当期純利益又は 当期純損失(△)	1,427	△193	2,295	3,418
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	143.54	△19.71	233.19	342.31
総資産	27,074	29,401	38,635	42,909
純資産	17,743	17,172	19,282	22,339
1株当たり純資産額(円)	1,812.64	1,751.88	1,930.69	2,235.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 第66期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第66期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2025年度を計画期間とする中期経営計画「ビジョン2025」の基本戦略である「サプライチェーンの更なる多元化推進と、『良質なものづくり』の一層の強化」、「新素材開発及び新たな製品開発への取組推進」、「主力OEM事業における営業力の強化」を対処すべき課題と認識しております。

原材料や輸送費等の生産コストの上昇が続くなか、コスト競争力の高いベトナム・バングラデシュを中心としたASEAN諸国等での生産を一層強化し、さらなる生産効率と利益率の向上に取り組むことで、収益性の高い経営を目指します。そのために、中期経営計画第1期で設立したベトナムとバングラデシュの新工場3拠点における従業員の習熟度を上げ、当社グループの目指す品質の維持・管理能力の向上に注力してまいります。さまざまな環境変化へ適応して、顧客ニーズに対応できるグローバルな生産体制を強化し、回復するアパレル製品需要と顧客の求める品質に応えるため、サプライチェーンの多元化、強靱化を目指してまいります。

また、主に生地加工の事業において、顧客である国内外のアウトドアウェアメーカーやアパレルメーカー等と連携し、共同で消費者が求める高品質な素材の開発を進めております。環境負荷低減の観点から、化学品使用に関する世界各国の環境規制を遵守した素材開発及び生産手法の研究を推進し、製品の優位性を高めるとともに顧客信頼度の向上を図ってまいります。引き続き、強みである高い生産技術や素材開発力を磨き、将来の事業拡大、利益貢献に資する取り組みを続けてまいります。

新工場設立により、自社工場での生産比率が高まるなかで、生産拠点と顧客を連携し、生産管理の要となるグループ本社でのマネジメント機能の強化が、より一層重要になると認識しております。グループ本社において企画・貿易・物流といった商社機能の精度を向上させることで、顧客への対応力をさらに高め、営業力強化につなげてまいります。加えて、当社グループのグローバルな生産拠点と安定的な生産能力という優位性を活かし、既存顧客への企画提案や新規顧客の開拓に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
茉織華実業（集団）有限公司	28,030千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
浙江茉織華貿易有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルOEM事業
上海茉織華服飾有限公司	6,000千米ドル	25.0% (100.0%)	アパレルOEM事業
宿遷茉織華服装有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルOEM事業
嘉興徳永紡織品有限公司	19,600千米ドル	86.2% (97.8%)	アパレルOEM事業
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	25,000千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	9,500千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	36,990千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	8,600千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
JDT VIETNAM CO.,LTD	10,000千米ドル	— (97.8%)	アパレルOEM事業
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	1,232千米ドル	100.0%	アパレルOEM事業
MK APPARELS LTD.	668,091千 バングラデシュタカ	— (100.0%)	アパレルOEM事業
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	23,600千米ドル	65.3%	アパレルOEM事業
TM Textiles & Garments Ltd.	1,100,000千 バングラデシュタカ	— (65.3%)	アパレルOEM事業
ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	2,061,096千 バングラデシュタカ	100.0%	アパレルOEM事業
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	22,000千米ドル	51.0%	アパレルOEM事業

(注) 出資比率の（ ）内の比率は、子会社を通じて所有する出資比率を加えた比率を記載しております。

**(7) 企業集団の主要な事業内容 (2024年3月31日現在)**

当社グループは、メンズ・レディースのカジュアルウェアを中心に、商品企画、生地調達、生地生産、縫製加工に至るまでのアパレルOEM事業を営んでおります。

**(8) 企業集団の主要拠点等 (2024年3月31日現在)**

① 当社

名 称	所 在 地
本社	広島県福山市
東京事務所	東京都中央区

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
茉織華実業（集団）有限公司	中華人民共和国 浙江省
浙江茉織華貿易有限公司	中華人民共和国 浙江省
上海茉織華服飾有限公司	中華人民共和国 上海市
宿遷茉織華服装有限公司	中華人民共和国 江蘇省
嘉興徳永紡織品有限公司	中華人民共和国 浙江省
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 フート省
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 バクザン省
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ゲアン省
THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ゲアン省
JDT VIETNAM CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ビンズオン省
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市
MK APPARELS LTD.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	中華人民共和国 香港特別行政区
TM Textiles & Garments Ltd.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	バングラデシュ人民共和国 パブナ県
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	インドネシア共和国 スバン県

### (9) 企業集団の従業員の状況 (2024年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
17,278名	451名減

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	17名増	41.9歳	8.7年

(注) 従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

### (10) 当社の主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,484百万円
株式会社広島銀行	2,595百万円
株式会社みずほ銀行	1,708百万円
株式会社国際協力銀行	761百万円

### (11) 剰余金の配当に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、剰余金処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ財務の健全性や事業拡大のための新規投資とのバランスを検討して安定的・持続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期については、期末配当として1株当たり50円の利益配当を予定しております。

なお、当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当が取締役会、期末配当は株主総会であります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 38,500,000株
- (2) 発行済株式総数 10,086,900株 (自己株式95,047株を含む)
- (3) 株主数 2,906名 (自己株式分を含む)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
合 同 会 社 マ ツ オ カ カ ン パ ニ ー	1,775,000	17.76
松 岡 典 之	1,241,300	12.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	469,000	4.69
株 式 会 社 広 島 銀 行	420,000	4.20
株式会社ジェイ・ウィル・インベストメント	300,000	3.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	288,700	2.88
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	250,000	2.50
神 原 汽 船 株 式 会 社	250,000	2.50
倉 敷 紡 績 株 式 会 社	250,000	2.50
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	230,400	2.30

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
2016年3月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ① 新株予約権の払込金額          | 払込を要しない  |
| ② 新株予約権の行使価額          | 1個につき482,000円<br>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 |
| ③ 新株予約権の行使条件          |  |
| ④ 新株予約権の数             | 150個   |
| ⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式75,000株<br>(新株予約権1個につき500株)  |
| ⑥ 新株予約権の行使期間          | 2018年3月19日から2026年2月18日まで   |
| ⑦ 当社役員の保有状況           |  |

	名称	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第1回新株予約権	26個	1名

(注) 1. 当社は2017年9月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の行使価額は964円、新株予約権1個につき目的となる株式の数は500株となっております。  
2. 社外取締役及び社外監査役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年9月28日付発行の当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2022年9月28日発行)	
決議年月日	2022年9月9日
新株予約権の数(個)※	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	—

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,605,900 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	934 (注)2
新株予約権の行使期間※	2022年9月28日～2027年9月17日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 934 資本組入額 467 (注)4
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額※	1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円) ※	1,500

※ 新株予約権付社債の発行時(2022年9月28日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。

但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本注(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価(本注(5)②に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、株式報酬制度(株式給付信託を含む。))に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合調整後転換価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降、又は無償割当ての場合は効力発生日の翌日以降これを適用する。
- 但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された普通株式数}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本注(4)①に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における各本社債の金額(金31,250,000円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (4) ① 「特別配当」とは、2027年9月17日までに到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。以下同じ。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金31,250,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の、当該基準日の属する事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各本社債の金額(金31,250,000円)を転換価額である934円で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に40を乗じた金額。)当社は当該事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額。)を超える場合における当該超過額をいう。

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度における特別配当を構成する各配当に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日以降これを適用する。
- (5) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合には調整後転換価額を適用する日(但し、本注(2)⑤の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合には当該特別配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本注(2)又は(7)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (6) 本注(1)及び本注(3)のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- (7) 本注(2)及び本注(4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (8) 本注(1)乃至(7)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
3. 本新株予約権者は、2022年9月28日から2027年9月17日(本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前の日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。
- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本注(1)記載の資本金等増加限度額から本注(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 償還の方法
- (1) 償還金額  
各社債の金額100円につき金100円



- 但し、繰上償還の場合は本注(2)②に定める金額による。
- (2) 社債の償還の方法及び期限
- ① 本社債は、2027年9月28日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
- ② 繰上償還事由
- (a) 社債権者の選択による繰上償還
- a 社債権者の選択による繰上償還  
本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)は、2025年9月26日以降、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から15銀行営業日以上後の日を償還日として、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- b 組織再編行為による繰上償還
- (イ)本新株予約権付社債権者は、組織再編行為(下記(二)に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。以下同じ。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上後の日を償還日(償還日は当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。但し、組織再編行為承認日から30日以内に当該組織再編行為の効力発生日が到来する場合には、当該通知日から30日目以降の日を償還日とすることができる。)として、その保有する本社債の全部又は一部を以下の償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。当社は組織再編行為承認日に、本新株予約権付社債権者に対して、組織再編行為の概要(その効力発生日を含む。)を通知するものとする。
- (ロ)上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ(下記(ハ)に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。
- (ハ)参照パリティとは、以下に定めるところにより決定された値とする。
- イ 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合  
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)
- ロ イ以外の場合  
会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において注2(2)、(4)及び(7)に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、注2(1)乃至(7)に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。
- (二)「組織再編行為」とは、①当社が消滅会社となる合併契約の締結、②当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、③当社の事業若しくは資産の全部若しくは重要な一部の第三者への譲渡、④当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、⑤株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又は⑥その他の日本法上の会社組織再編手続で、上記①乃至⑤と同様の効力を有するものをいう。
- c 支配権変動事由による繰上償還
- (イ)本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(下記(ロ)に定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を本注(a)bに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。
- (ロ)「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。))の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。

d 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

(イ)本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(下記(ロ)に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(ロ)「上場廃止事由等」とは、当社若しくはその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表若しくは連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

(b) 当社に生じた事由による繰上償還

a 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を本注(a)bに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

b スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本注(a)bに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

③ 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 買入消却

① 当社及びその子会社(本注(3)③に定義する。以下同じ。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

② 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、かかる買入れと同時に(当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けたのと同時に)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

③ 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

6. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 本新株予約権の行使請求の意向に係る通知に伴う本新株予約権付社債の取得

① 2022年9月28日から2027年6月28日に本新株予約権付社債権者から当社に対して本新株予約権の行使請求の意向に係る通知(以下「行使請求意向通知」という。)が書面により行われた場合、当社は、当該行使請求意向通知が行われた日に、当該行使請求意向通知に記載された本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全部(以下「取得新株予約権付社債」という。)を取得し、これと引換えに当該行使請求意向通知を行った本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産(以下に定義する。)を交付する。

② 「行使取得交付財産」とは、(A)取得新株予約権付社債に係る本社債の額面金額の総額に相当する額(以下「額面金額相当額」という。)の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいう。

行使取得転換価値－額面金額相当額（正の数である場合に限る。）

---

1株当たりの行使取得平均VWAP

「行使取得転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

額面金額相当額

---

× 1株当たりの行使取得平均VWAP

行使取得最終日転換価値額

「1株当たりの行使取得平均VWAP」とは、行使取得関係VWAP計算期間(以下に定義する。)に含まれる各VWAP取引日(以下に定義する。)において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値をいう。行使取得関係VWAP計算期間中に注2(2)、(4)及び(7)記載の転換価値額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの行使取得平均VWAPも適宜調整される。

「行使取得最終日転換価値額」とは、行使取得関係VWAP計算期間の最終日において有効な転換価値額をいう。

「行使取得関係VWAP計算期間」とは、行使請求意向通知が行われた日の10VWAP取引日前の日に始まる10連続VWAP取引日をいう。

本欄において「VWAP取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、VWAPが発表されない日を含まない。

(2) 当社の選択による本新株予約権付社債の取得

- ① 当社は、2026年9月28日から2027年6月10日までの間、いつでも、財務代理人及び本新株予約権付社債権者に対して、2027年9月10日(以下、本項において「取得期日」という。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(かかる通知は取り消すことができない。)(以下「取得通知」という。)することができる。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社が注記5(2)②(a)a乃至dに従った繰上償還の通知を受けた場合又は同注(2)②(b)a及びbに基づき繰上償還の通知を行った場合、当社は、以後本項に基づく取得通知を行うことはできない。
- ② 「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額相当額の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)をいう。

転換価値－額面金額相当額（正の数である場合に限る。）

---

1株当たりの平均VWAP

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

額面金額相当額

---

× 1株当たりの平均VWAP

最終日転換価値額

「1株当たりの平均VWAP」とは、VWAP計算期間(以下に定義する。)に含まれるVWAPの平均値をいう。VWAP計算期間中に注2(2)、(4)及び(7)記載の転換価値額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。

「最終日転換価値額」とは、VWAP計算期間の最終日において有効な転換価値額をいう。

「VWAP計算期間」とは、取得期日の10取引日前の日に始まる10連続取引日をいう。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO兼COO	松 岡 典 之	茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President
取 締 役 C F O	金 子 浩 幸	グループ管理本部管掌
取 締 役	黒 松 敦	株式会社ミテリ・アソシエイツ 代表取締役 米国非営利活動法人TABLE FOR TWO USA 理事 特定非営利活動法人TABLE FOR TWO International 理事 一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団 理事 株式会社セブン・ジェイ・デジタル・パートナーズ 取締役 株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ 取締役
取 締 役 C P O	馬 場 誠	生産本部管掌
取 締 役	田 村 保 治	グループ経営管理室管掌
取 締 役	辻 和 克	JV管理部管掌
取 締 役	江 島 貴 志	株式会社シモエ 取締役副社長
取 締 役	中 川 康 明	
常 勤 監 査 役	栗 山 文 宏	
常 勤 監 査 役	郷 英 訓	
監 査 役	岡 耕 一 郎	せとうち中央法律事務所 所長
監 査 役	松 本 久 幸	株式会社Stand by C 代表取締役

- (注) 1. 取締役江島貴志氏及び中川康明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 2023年6月23日開催の第67回定時株主総会において、馬場誠氏、田村保治氏、辻和克氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査役岡耕一郎氏及び松本久幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役郷英訓氏及び松本久幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### a. 当該方針の決定の方法

2021年2月12日に当社取締役会で決定しております。

##### b. 当該方針の内容の概要

取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬等）で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額が上限となっております。

基本報酬は、取締役に対し、職位や職責に応じて、固定的な報酬として毎月支給しているものであります。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。

賞与に関しては、会社の事業成果等を反映し支給される場合があり、固定報酬であります。賞与の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定し、取締役会は、その額や算定方法に関する方針の決定について、代表取締役である松岡典之氏に一任しております。賞与を支給する場合は決定方針に基づき報酬額を決定した後、速やかに支給し、具体的な時期は取締役会が代表取締役に一任しております。

非金銭報酬は、取締役（社外取締役を除く）に対して中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとするため、株式報酬として金銭報酬債権を払込金額とした譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式を発行しております。また、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償で取得します。非金銭報酬の金額は株主総会において承認された限度額の範囲内で決定され、当該金額の金銭報酬債権を払込金額として譲渡制限付株式で支給されます。その額の決定に関しては、取締役会からの諮問に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定いたします。支給時期については、取締役会において決定いたします。

基本報酬及び賞与と非金銭報酬との割合の決定については、各報酬の限度額の範囲内で、経営状況や各取締役の職責等を総合的に勘案して、金額配分を行うこととしております。

c. 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が取締役会より諮問を受け、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等は経営に対する独立性、客観性を確保する見地から固定報酬のみで構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し協議にて決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2001年6月30日開催の第45回定時株主総会において、上限は年額2億400百万円（使用人兼務取締役の使用人給与と分を含まない）として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

また、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度は、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において決議され、本制度に基づく報酬限度額は、上記限度額とは別枠の、年額480百万円以内であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第61回定時株主総会において、上限は年額500百万円として決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当

代表取締役社長 C E O 兼 C O O 松岡典之

b. 委任された権限の内容

各取締役の具体的な報酬等（非金銭報酬等以外）の額、その算定方法に関する方針の決定

c. 権限を委任した理由

会社経営の最高責任者である代表取締役社長 C E O 兼 C O O 松岡典之氏が当社における長年の経営実績により、当社の事情に最も精通していることから、取締役の業績の公正な評価と報酬等の配分を実現し、取締役のモチベーションアップに資するためであります。

d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合はその内容

社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき答申された内容を基に、代表取締役社長 C E O 兼 C O O である松岡典之氏が報酬額を決定いたしました。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (社外取締役を除く)	182	182	—	5
監 査 役 (社外監査役を除く)	28	28	—	2
社外取締役	12	12	—	2
社外監査役	8	8	—	2
合 計	231	231	—	11

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
2. 当該事業年度において、賞与は支給しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と、社外取締役の江島貴志氏の重要な兼職先である株式会社シモエ、社外監査役の岡耕一郎氏の重要な兼職先であるせとうち中央法律事務所及び社外監査役の松本久幸氏の重要な兼職先である株式会社 Stand by Cとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	江島貴志	当事業年度開催の取締役会には15回中15回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な元企業経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	中川康明	当事業年度開催の取締役会には15回中15回に出席し、議案審議等につき、アパレル業界における豊富な知識および製品の生産・品質に関する見識に基づき必要な発言を行っております。
社外監査役	岡耕一郎	当事業年度開催の取締役会には15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松本久幸	当事業年度開催の取締役会には15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の江島貴志氏及び中川康明氏は、業務執行者から独立した客観的な立場で、取締役会の議案審議等について江島貴志氏は元企業経営者としての豊富な経験、中川康明氏についてはアパレル業界における豊富な知識および製品の生産・品質に関する見識をそれぞれを活かして必要な発言を行ってガバナンスの向上に努めると共に少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営の監督を行いました。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 64百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、茉織華実業（集団）有限公司ほか15社は、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。なお、一部の重要な子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているDeloitte Tohmatu Limitedのメンバーファームの監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定すると共に、取締役の業務の執行を監督する。
  - ② コンプライアンスに関わる規程に基づき、委員会等を設置し、コンプライアンス活動を推進する。
  - ③ 内部通報制度の整備により、社員等から法令違反行為の情報提供を受け付けると共に、社内相談窓口を設け、コンプライアンス体制の強化・充実を図る。
  - ④ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。
  - ⑤ 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
  
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
  - ① 社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
  - ② 取締役会の諮問機関として、過半数が社外役員で構成される指名報酬委員会を設置する。取締役及び監査役等の選解任に関する基本方針・基準・選定手続等、並びに取締役等の報酬に関する事項の審議を行い、その結果を取締役に答申する。
  - ③ グループ全体の経営の基本方針及び経営活動を推進し、重要事項の協議検討機関として、「経営会議」を設置し、定期的に開催する。
  
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
経営に関する重要文書や重要情報等について、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。
  
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクマネジメントに関わる規程を整備し、委員会等を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。
  
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 子会社管理・報告体制
    - ・グループ会社管理の主管部署を定め、グループ会社経営に関する社内規程に従い、経営管理・経営指導を行う。
    - ・子会社の経営状況について、当社経営陣に対して直接報告される会議を設置し、定期的に開催する。
  - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社に対し、事業内容・規模等を考慮の上、リスクマネジメント体制の構築を指導し、定期的に活動状況の報告を受けることにより、グループ全体のリスクを管理する。

- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。子会社の経営上重要事項に関しては、当社の事前承認を要する事項及び当社への報告を要する事項を取り決める。
    - ・連結ベースでの経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。
  - ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ・「VMV (Vision・Mission・Values)・行動基準」を当社グループ共通の基準として子会社に周知し、子会社に対して所在国における法令等を勘案し経営環境に応じた行動規範や各種規程の制定を求める。
    - ・子会社の取締役等及び従業員による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備する。
- (6) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役等、従業員及び子会社の監査役は、当社監査役に対し報告すべき法定の事項に加え、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
  - ② 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する。
- (7) 監査役職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役への求めがある場合、監査役職務を補助すべき専任スタッフを配置するものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。
  - ② 監査役専任スタッフは、監査役の指示に従ってその職務を行う。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は重要な決定及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席するほか、取締役とのミーティング、子会社への往査を実施し、会計監査人と相互に連携を図る。
  - ② 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、情報交換及び連携を図る。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「反社会的勢力排除規程」で定め、反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。「反社会的勢力対応マニュアル」を役員・従業員に周知徹底し、反社会的勢力に対する対応は管理部門と連携し、必要に応じて、早期に顧問弁護士や警察等に相談し適切な措置を講ずる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役会規則に基づき取締役会を開催し、重要事項を決定すると共に取締役の職務執行を監督し、適法性を確保しました。当社とは利害関係を有しない社外取締役が取締役会に参加し、取締役の職務執行の適正性の確保及び効率性の向上を図りました。また、指名報酬委員会は取締役会からの諮問事項に答申しております。さらにはコンプライアンス・リスク管理委員会は従業員に法令遵守についての研修等を実施し、コンプライアンス及びリスク管理への意識の浸透と定着を図りました。
- (2) 役員及び幹部社員をメンバーとする経営会議を原則月1回開催し、当社及び当社グループ全体の経営の基本方針や重要事項の協議・検討等を行いました。子会社の経営状況・活動状況については、原則月1回会議を開催して当社役員に報告されると共に、当社から子会社に取締役及び監査役を派遣することにより業務の適正性を確保しました。
- (3) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席を通じて、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しました。また、会計監査人及び内部監査室と双方向的な情報交換を実施することで内部統制システム全般をモニタリングし、効率的な運用について助言を行いました。
- (4) 社長直轄の内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。

(サステナビリティに関する考え方および取り組み)

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、サステナビリティ指針「服を着る人も作る人も幸せになる社会をつくる」を掲げ、持続的な企業価値の向上と社会課題の解決の両立を実現すべく、サステナビリティ推進体制を強化しております。

当社グループの生産地が日本を離れ、中国、ミャンマー、バングラデシュ、ベトナム、インドネシアへと展開し、『ものづくり』を続けた30年超の歴史と、各地で雇用を生み、地域経済を動かし、暮らしを支えることで得られた地域コミュニティや現地従業員との絆が、当社グループのサステナビリティ活動の基礎となり、従業員が働きやすい労働環境を整備し、企業間交流を行うなど人材育成体制を強化しております。

#### (1) ガバナンス

当社グループは、取締役会の諮問機関として代表取締役社長CEO兼COOの松岡典之を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに係る当社グループの取り組みについて、活動方針の策定および実行に対する評価、提言を行います。また、重要と認識した事項については、戦略・計画に反映し、取締役会へ報告・監督します。

## (2) 戦略

当社では、経営戦略の一環として、サステナビリティ活動のなかで3つのマテリアリティを定めております。特定にあたっては、国連が提唱する持続可能な開発目標SDGsなどを参考に課題項目を洗い出し、自社における重要度やお客様などステークホルダーへの影響と期待を踏まえて重要度の高い要素を抽出、サステナビリティ委員会での議論を経ました。3つのマテリアリティと主な取り組みは以下のとおりです。

マテリアリティ	主な取り組み
1. 顧客が求める良質な製品を提供し続ける	『ものづくり』を取り巻く環境が厳しくなる中でも、創造性を発揮し、継続的な工夫と努力で「顧客が求める良質な製品を提供し続ける」ことに当社の根源価値があります。現中期経営計画においても、コロナ禍や地政学的リスクを乗り越えて、「顧客が欲しいときに欲しいものを欲しい量お届けする」べく、生産拠点網の整備を積極的に進めました。また、品質管理委員会を設置し、工場と共に良質な製品のための品質維持と更なる向上に努めております。
2. 環境に配慮し生産地域と共存共栄する	当社グループの生産拠点においては、従業員の雇用や教育等を通じて、近隣地域との共存共栄を図っております。環境への配慮においては、生地加工の事業で、環境負荷の少ない非溶剤系製品、非フッ素系製品を開発に努めております。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言における開示要求項目に沿って、分析と取り組みを進めます。
3. 全てのグループ人財がいきいき働く	当社においては、2022年10月に表明した「マツオカコーポレーション健康宣言」の下、健康経営を推進しており、2024年3月に2年連続で「健康経営優良法人2024」に認定されました。また、従業員が快適かつ生産性高く働ける環境の整備を目的とした、本社新社屋の建設を開始しました。当社グループにおいては、多様なバックグラウンド（国籍、文化、宗教等）や知識、経験を持つ人財を有機的に結び付けていくことが重要と考え、多様な人財をワンチームとしてまとめ、グループ目標指針を共有し、共に挑戦し学び合う職場環境を整備しております。

### (3) リスク管理

当社グループにおいて、リスク管理における重要事項の審議と方針の決定は、取締役会に付随する「コンプライアンス・リスク管理委員会」が行います。その下で、サステナビリティに関する、優先的に対応すべきリスクについては、サステナビリティ委員会においてモニタリング・評価を行い、重要と認識された事項については、コンプライアンス・リスク管理委員会および取締役会へ報告します。

### (4) 指標及び目標

当社グループは、人的資本に関する指標及び目標として、女性管理職比率の向上を掲げております。出産・育児と仕事の両立支援や適正な労働時間管理等から、女性のキャリア形成支援を推進し、2024年3月時点で44%の当社グループでの女性管理職比率を、2026年3月までに49%に引き上げることを目指します。

---

本事業報告に記載の金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>42,413</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,558</b>
現金及び預金	17,996	支払手形及び買掛金	8,000
受取手形	344	電子記録債務	880
電子記録債権	1,484	短期借入金	5,899
売掛金	9,110	1年内返済予定の長期借入金	1,010
商品及び製品	3,544	未払法人税等	1,051
仕掛品	4,986	賞与引当金	616
原材料及び貯蔵品	3,347	その他	2,100
その他	1,621	<b>固定負債</b>	<b>10,078</b>
貸倒引当金	△21	転換社債型新株予約権付社債	1,500
		長期借入金	5,939
<b>固定資産</b>	<b>23,283</b>	繰延税金負債	325
<b>有形固定資産</b>	<b>19,457</b>	退職給付に係る負債	426
建物及び構築物	12,903	資産除去債務	1,124
機械装置及び運搬具	3,975	その他	762
土地	751	<b>負債合計</b>	<b>29,636</b>
建設仮勘定	721	<b>(純資産の部)</b>	
その他	1,106	<b>株主資本</b>	<b>27,115</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,614</b>	資本金	586
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,211</b>	資本剰余金	2,260
投資有価証券	537	利益剰余金	24,514
長期貸付金	675	自己株式	△246
繰延税金資産	134	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,148</b>
その他	847	その他有価証券評価差額金	54
貸倒引当金	△983	繰延ヘッジ損益	△3
		為替換算調整勘定	6,211
		退職給付に係る調整累計額	△113
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,797</b>
<b>資産合計</b>	<b>65,697</b>	<b>純資産合計</b>	<b>36,061</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>65,697</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		60,176
売上原価		53,697
営業利益		6,478
販売費及び一般管理費		5,685
営業外収益		792
受取利息及び配当金	179	
為替差益	3,404	
業務受託手数料	71	
受取貸料	13	
補助金の収入	159	
その他	211	
営業外費用		4,040
支払利息	155	
債権売却損	88	
持分法による投資損失	7	
支払手数料	35	
その他	51	
経常利益		339
特別利益		4,493
関係会社清算益	123	
投資有価証券売却益	211	
特別損失		334
減損損失	513	
税金等調整前当期純利益		513
法人税、住民税及び事業税	1,898	
法人税等調整額	188	
当期純利益		4,315
非支配株主に帰属する当期純損失		2,228
親会社株主に帰属する当期純利益		△228
		2,457

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	584	2,258	22,456	△246	25,052
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△399		△399
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,457		2,457
新 株 の 発 行	2	2			4
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	2	2	2,057	△0	2,062
当 期 末 残 高	586	2,260	24,514	△246	27,115

	その他の包括利益累計額						非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	他 券 価 金 繰 上 損	延 シ 益 ツ	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 査 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 額 累 計 額		
当 期 首 残 高	37		△8	4,474	△84	4,417	2,834	32,305
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△399
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								2,457
新 株 の 発 行								4
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	17		5	1,736	△28	1,730	△36	1,693
連結会計年度中の変動額合計	17		5	1,736	△28	1,730	△36	3,756
当 期 末 残 高	54		△3	6,211	△113	6,148	2,797	36,061

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 21社

主要な連結子会社の名称

茉織華実業(集団)有限公司、上海茉織華服飾有限公司、浙江茉織華貿易有限公司、  
嘉興徳永紡織品有限公司、宿遷茉織華服装有限公司、

TM Textiles & Garments (HK) Ltd.、MYANMAR POSTARION CO.,LTD、MK APPARELS LTD.、

TM Textiles & Garments Ltd.、ISHUWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD、

PHU THO MATSUOKA CO.,LTD、BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD、

JDT VIETNAM CO.,LTD、AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD、

THANH CHUONG MATSUOKA GARMENT CO.,LTD、

PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA

当連結会計年度において、嘉興茉織華華遠服飾有限公司及び上海茉織華漂染有限公司は清算終了に伴い、連結の範囲から除外しております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称 浙江舒海堂家紡制品有限公司

当連結会計年度において、浙江舒海堂家紡制品有限公司の出資金を取得したことにより持分法の適用の範囲に含めております。

当連結会計年度において、江蘇茉織華服飾集団有限公司他4社は、当社グループが保有する全ての出資金を売却したことにより、持分法の範囲から除外しております。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、MYANMAR POSTARION CO.,LTDが連結決算日と一致しており、その他の連結子会社の決算日はすべて12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～45年

機械装置及び運搬具 4年～ 8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点において収益を認識していません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…原材料輸出による外貨建債権、製品輸入による外貨建仕入債務

b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

c. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(ハ)ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引、金利上昇リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。なお、ヘッジ対象の外貨建予定取引とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	19,457
無形固定資産	2,614
減損損失	513

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

〔(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法及び(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ②のれんの償却方法及び償却期間〕に記載のとおり、有形固定資産及び無形固定資産は定期的に減価償却しております。

固定資産の減損会計の適用にあたっては、主として会社別にグルーピングを行い、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該金額を減損損失として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

収益性の低下の評価に用いる将来キャッシュ・フローは、各社及び各工場の事業計画等に基づき見積もっております。

事業計画等では、将来の受注見込みや、海外工場での人件費を中心とした費用の見積りに一定の仮定をおいており、その仮定には不確実性が伴っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定について、経営環境の変化等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 (定期預金)	100百万円
建物及び構築物	243百万円
土地	199百万円
無形固定資産 (土地使用権)	289百万円
計	832百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,916百万円
1年内返済予定の長期借入金	780百万円
長期借入金	4,384百万円
計	9,080百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,297百万円



(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,086,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	399	40	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 499百万円
- ② 1株当たり配当額 50円
- ③ 基準日 2024年3月31日
- ④ 効力発生日 2024年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,704,900株

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行残高15億円）には希薄化を可能な限り抑制することを目的として取得条項（現金決済条項）が設定されているものの、新株予約権の目的となる株式の数は株式に転換される可能性がある最大の株式数で計算しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に衣料品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、取引先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であるため、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、社内規程に従い、貸付先の信用状況を定期的に確認し、取引先毎の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替相場の変動リスクに晒されているものの、必要に応じて為替予約を利用することによりヘッジしております。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に運転資金及び国内外投資に係る調達資金であり、このうち一部の借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されているものの、必要に応じて金利スワップを利用することによりヘッジしております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた社内規程に従って実需の範囲内で行っております。また、デリバティブ取引の利用に際しては、契約先を信用度の高い取引先に限定することで信用リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	334	334	－
(2) 長期貸付金	675		
貸倒引当金 (*3)	△675		
	－	－	－
資産計	334	334	－
(1) 転換社債型新株予約権付社債	1,500	1,500	－
(2) 長期借入金 (*4)	6,950	6,945	△5
負債計	8,450	8,445	△5
デリバティブ取引(*5)	(5)	(5)	－

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表の計上額は以下のとおりであります。

非上場株式等 202百万円

(\*3) 長期貸付金に個別で計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(\*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	229	－	105	334
資産計	229	－	105	334
デリバティブ取引				
金利関連	－	5	－	5
負債計	－	5	－	5

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
転換社債型 新株予約権付社債	—	1,500	—	1,500
長期借入金	—	6,945	—	6,945
負債計	—	8,445	—	8,445

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

投資有価証券は上場株式及び出資金になります。

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

出資金は、純資産に基づく評価技法で算定しており、重要な観察できないインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期貸付金

長期貸付金は破綻懸念先等に対する債権であり、回収見込額に基づいて貸倒引当額を算定しております。このため、時価は長期貸付金計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該金額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

## 転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、複数国の海外生産拠点によってアパレルOEM事業を営んでおり、グローバルな拠点展開がビジネスモデルの基盤であることから、顧客との契約から生じる収益を製品の生産国別に分解して記載しております。

なお、当社グループの報告セグメントは、アパレルOEM事業のみの単一セグメントであります。

(単位：百万円)

生産国	売上高
中国	21,652
バングラデシュ	15,733
ベトナム	16,226
インドネシア	3,480
ミャンマー	3,082
顧客との契約から生じる収益	60,176
その他の収益	—
外部顧客への売上高	60,176

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、アパレルOEM事業を営んでおり、アパレルメーカー、商社及び量販店からの発注を受け、アパレル製品の製造及び販売を行っております。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点において収益を認識しております。

アパレル製品に関する取引の対価は、製品の受け渡し後6か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

なお、一部顧客との取引で、アパレル製品の製造に使用する資材を有償で支給されている契約があり、この資材代金は、取引価格から減額しております。

また、顧客との約束が他の当事者を通じて行われる履行義務である場合、顧客との取引価格で収益を計上し、他の当事者の得る額は支払手数料として処理しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	21
売掛金	8,037
電子記録債権	1,265
	9,324
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	344
売掛金	9,110
電子記録債権	1,484
	10,938

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年以内の契約のみであるため、実務上の便法を適用し、当該注記の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,329円08銭
1 株当たり当期純利益	246円03銭

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,310</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,335</b>
現金及び預金	3,938	支払手形	4
受取手形	252	電子記録債権	880
電子記録債権	1,484	買掛金	4,227
売掛金	4,882	短期借入金	4,700
商品及び製品	1,977	1年内返済予定の長期借入金	1,010
仕掛品	2,501	未払金	459
材料及び貯蔵品	21	未払費用	134
前払費用	682	未払法人税等	810
前払費用	41	賞与引当金	68
未収金	659	その他の	39
その他の金	876		
貸倒引当金	△7	<b>固定負債</b>	<b>8,235</b>
		転換社債型新株予約権付社債	1,500
<b>固定資産</b>	<b>25,598</b>	長期借入金	5,939
<b>有形固定資産</b>	<b>766</b>	リース負債	0
建物	232	退職給付引当金	214
工具、器具及び備品	26	その他の	580
土地	479		
リース資産	3	<b>負債合計</b>	<b>20,570</b>
建設仮勘定	16		
その他の	9	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>229</b>	<b>株主資本</b>	<b>22,282</b>
ソフトウェア	126	資本金	586
のれん	34	資本剰余金	2,405
その他の	68	資本準備金	580
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,602</b>	その他の資本剰余金	1,824
投資有価証券	411	利益剰余金	19,536
関係会社株	4,694	利益準備金	15
関係会社出資金	13,979	その他の利益剰余金	19,521
関係会社長期貸付金	4,601	別途積立金	1,500
繰延税金資産	115	繰越利益剰余金	18,021
関係会社長期未収金	1,245	<b>自己株式</b>	<b>△246</b>
その他の	853	評価・換算差額等	57
貸倒引当金	△1,298	その他有価証券評価差額金	60
		繰延ヘッジ損益	△3
<b>資産合計</b>	<b>42,909</b>	<b>純資産合計</b>	<b>22,339</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>42,909</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		30,168
売上原価		27,235
売上総利益		2,933
販売費及び一般管理費		1,960
営業利益		972
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,828	
為替差益	1,951	
業務受託手数料	71	
その他	113	3,963
営業外費用		
支払利息	77	
債権売却損	88	
支払手数料	35	
その他	1	202
経常利益		4,734
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	30	
関係会社清算益	372	
関係会社出資金売却益	107	510
特別損失		
関係会社株式評価損	346	346
税引前当期純利益		4,897
法人税、住民税及び事業税	1,252	
法人税等調整額	226	1,478
当期純利益		3,418

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	584	577	1,824	2,402	15	1,500	15,002	16,517	△246	19,258
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△399	△399		△399
当期純利益							3,418	3,418		3,418
新株の発行	2	2		2						4
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	2	2	-	2	-	-	3,019	3,019	△0	3,023
当 期 末 残 高	586	580	1,824	2,405	15	1,500	18,021	19,536	△246	22,282

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	32	△8	23	19,282
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△399
当期純利益				3,418
新株の発行				4
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	28	5	33	33
事業年度中の変動額合計	28	5	33	3,057
当 期 末 残 高	60	△3	57	22,339

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                     |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| ① 関係会社株式            | 移動平均法による原価法                          |
| ② その他有価証券           |                                      |
| 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法） |
| 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                          |

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- |        |     |
|--------|-----|
| デリバティブ | 時価法 |
|--------|-----|

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |               |  |
|---------------|--|
| 商品・製品・仕掛品・原材料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 貯蔵品           | 最終仕入原価法                                      |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～38年
工具器具備品	4年～8年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は退職給付引当金及び退職給付費用の算定に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

顧客との契約に基づき製品を引き渡すことを履行義務として識別しており、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

ただし、国内販売については、出荷から納品までの期間は1～2日間であり、これは「通常の期間」であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点において収益を認識しております。

## 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の処理

#### (イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

#### (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

##### a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…原材料輸出による外貨建債権、製品輸入による外貨建仕入債務

##### b. ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

##### c. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

#### (ハ)ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替リスクを回避する目的で為替予約取引等、金利上昇リスク及び為替リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引、金利上昇リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

#### (ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。なお、ヘッジ対象の外貨建予定取引とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### (2) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却をしております。

**(貸借対照表に関する注記)**

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

## (1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	100百万円
建物	173百万円
土地	199百万円
計	473百万円

## (2) 担保に係る債務

短期借入金	3,916百万円
1年内返済予定の長期借入金	780百万円
長期借入金	4,384百万円
計	9,080百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 677百万円

## 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,363百万円
短期金銭債務	2,763百万円

**(損益計算書に関する注記)**

## 1. 関係会社との取引高

## 営業取引による取引高

商品売上高	331百万円
原材料有償支給高	2,031百万円
製品仕入高	15,334百万円
その他	1,587百万円

## 営業取引以外の取引による取引高

受取利息及び配当金	1,803百万円
支払利息	11百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数	
普通株式	95,047株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	9百万円
貸倒引当金	392百万円
減損損失	86百万円
関係会社株式等評価損	909百万円
会員権評価損	23百万円
退職給付引当金	65百万円
役員退職慰労引当金相当額	81百万円
その他	389百万円
繰延税金資産小計	1,956百万円
評価性引当額	△1,801百万円
繰延税金資産合計	155百万円

繰延税金負債

その他	△40百万円
繰延税金負債合計	△40百万円
繰延税金資産の純額	115百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	上海茉織華服飾有限公司	アパレルOEM事業	(所有) 直接 25.0 間接 75.0	製造委託	製品等の仕入 (注) 1	4,619	買掛金	1,016
	浙江茉織華貿易有限公司	アパレルOEM事業	(所有) 間接 100.0	製造委託	製品等の仕入 (注) 1	1,849	買掛金	443
	AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	資金の貸付の増減	299	関係会社長期貸付金	2,707
	PHUTHO MATSUOKA CO.,LTD	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	製品等の仕入 (注) 1	2,021	買掛金	561
	MYANMAR POSTARION CO.,LTD	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	資金の貸付の増減	△18	関係会社長期貸付金 (注) 3	366
					運転資金の補填	-	関係会社長期未収入金 (注) 3	459
	MATSUOKA APPARELS LTD	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	運転資金の補填	-	関係会社長期未収入金 (注) 4	641
	JDT VIETNAM CO.,LTD	アパレルOEM事業	(所有) 間接 97.8	製造委託	資金の貸付の増減	721	関係会社長期貸付金	721
	BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	増資の引受 (注) 5	622	-	-
	MK APPARELS LTD.	アパレルOEM事業	(所有) 間接 100.0	製造委託	製品等の仕入 (注) 1	1,926	前渡金	599
ISHWARDI MATSUOKA BANGLADESH.LTD.	アパレルOEM事業	(所有) 直接 100.0	製造委託	資金の貸付の増減	-	関係会社長期貸付金	630	
				資金の貸付の増減	526	関係会社短期貸付金	526	
				増資の引受 (注) 2	268	-	-	



取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。  
2. 増資の引受については、同社が行った増資を当社が引き受けたものであります。  
3. 同社への関係会社長期貸付金、長期未収入金に対し、217百万円の貸倒引当金を計上しております。  
4. 同社への関係会社長期未収入金に対し、431百万円の貸倒引当金を計上しております。  
5. DES (デット・エクイティ・スワップ) により関係会社長期貸付金を資本化し、関係会社出資金としております。

**(収益認識に関する注記)**

- ・収益を理解するための基礎となる情報  
連結計算書類と同一であります。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1 株当たり純資産額	2,235円78銭
1 株当たり当期純利益	342円31銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社マツオカコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
広島事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡康治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中原晃生

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツオカコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社マツオカコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
広島事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡康治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中原晃生

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社マツオカコーポレーション 監査役会

常勤監査役 栗山文宏 ㊟

常勤監査役 郷英訓 ㊟

社外監査役 岡耕一郎 ㊟

社外監査役 松本久幸 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ財務の健全性や事業拡大のための新規投資とのバランスを検討して安定的・持続的な配当を行うことを基本方針としております。

第68期の期末配当につきましては、株主への利益還元と将来の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金50円  
総額 499,592,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月28日



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社グループにおける経営体制の強化のため、取締役に1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	<p>まつ おかのり ゆき 松岡典之 (1957年1月24日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1995年1月 当社 専務取締役 2000年6月 当社 代表取締役社長 2001年6月 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 (現任) 2014年6月 当社 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2016年6月 当社 代表取締役社長 2018年6月 当社 代表取締役社長CEO 2021年6月 当社 代表取締役社長 2022年6月 当社 代表取締役社長CEO兼COO 2024年4月 当社 代表取締役社長執行役員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles &amp; Garments (HK) Limited President</p>	1,241,300株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 2000年6月の当社代表取締役社長就任以降、長年にわたりグループ全体のトップとして経営の指揮を執り、企業経営者としての豊富な経験とアパレルや縫製に対する高い見識を備え、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。取締役として相応しい人格を兼ね備え、当社グループの持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	わた なべ あつ し 渡 邊 篤 史 (1979年12月17日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	2002年 4月 当社 入社 2017年 4月 当社 営業本部 営業3部 部長 2018年 7月 当社 執行役員 事業3部統括 2019年 7月 当社 上席執行役員 事業3部統括 2021年 4月 当社 上席執行役員 事業1部統括 2023年 4月 当社 執行役員 営業本部長代理 2024年 4月 当社 常務執行役員 事業本部長 兼 事業 1部長 (現任)	27,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2002年の入社以来、長年にわたり営業部門でキャリアを重ね、現在は当社事業本部の責任者として営業部門を統括しております。これまで培ってきた知識と経験、リーダーシップの発揮や、意思決定と業務執行の監督を通じ、当社グループのさらなる飛躍と持続的な成長を実現するため、新たに選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	た むら や す はる 田 村 保 治 (1959年4月13日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1982年 4 月 櫻山株式会社（現 株式会社オンワード ホールディングス）入社 2012年 3 月 オンワード商事株式会社 取締役 西日本販売部 統括部長 2016年 3 月 同社 常務取締役 営業本部長 2018年 3 月 同社 代表取締役社長 2020年 3 月 同社 代表取締役会長 2021年 3 月 株式会社オンワードホールディングス 専務執行役員 法人ビジネス担当 兼 オンワード商事株式会社 代表取締役会長 2022年 3 月 株式会社オンワードホールディングス 特別顧問 2023年 3 月 当社 入社 2023年 4 月 当社 グループ経営管理室 室長 2023年 6 月 当社 取締役（グループ経営管理室管掌） 2024年 4 月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画室長 兼 人事部部長（現任）	0株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年培ったアパレルに対する高い見識および元企業経営者としての豊富な経験と知識を有しております。当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮し、持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4	ば ば まこと 馬 場 誠 (1957年2月25日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1975年4月 ハチダイヤ株式会社 入社 1986年1月 当社 入社 2005年6月 当社 取締役 生産管理部長 2006年4月 当社 取締役 生産本部長 2013年7月 嘉興茉織華為制衣有限公司 董事 2014年6月 当社 取締役 生産部長 兼 最高生産責任者 2016年6月 当社 常務取締役 生産本部長 2018年7月 当社 上席執行役員 事業4部 生産担当 PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA DIRECTOR 2022年7月 当社 上席執行役員CPO 2023年4月 当社 執行役員CPO 2023年6月 当社 取締役CPO (生産本部管掌) 2024年4月 当社 取締役 上席執行役員 事業本部 生産技術担当 (現任)	37,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>1986年の入社以来、縫製現場での技術指導・管理に携わり、当社生産部門の第一人者として長年にわたり製品の品質・生産性向上にリーダーシップを発揮しております。新設工場を軌道に乗せ、また改めて品質・生産性向上に注力し、当社グループの企業価値向上を図るため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
5	かね こ ひろ ゆき 金子 浩 幸 (1969年12月10日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	2005年 4月 株式会社サザビー (現 株式会社サザビーリーグ) 入社 2016年10月 当社 入社 2017年 4月 当社 管理本部 経理財務部 部長 2018年 7月 当社 執行役員 管理部担当 2021年 4月 当社 執行役員 管理本部担当 2021年 6月 当社 取締役 (管理本部管掌) 2022年 6月 当社 取締役CFO (管理本部管掌) 2023年 4月 当社 取締役CFO (グループ管理本部管掌) 2024年 4月 当社 取締役 上席執行役員 管理本部 経理財務担当 (現任)	500株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2016年の入社以来、一貫して経理財務や総務人事部門の責任者を務め、当社の成長に貢献してきました。経営および経理財務に対する幅広い経験と知識を有しており、当社グループの管理体制のさらなる充実のため、引き続き選任をお願いするものであります。	
6	まつ おか たつ のり 松岡 辰 徳 (1983年5月13日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	2006年 5月 当社 入社 2011年 1月 MK APPARELS LIMITED Managing Director 2012年 7月 当社 執行役員 東南アジア地域担当 2015年 7月 当社 執行役員 海外事業統括部長 2016年 6月 当社 取締役 2018年 7月 当社 上席執行役員 事業1部統括 2021年 4月 当社 上席執行役員 事業2部統括 2023年 4月 当社 執行役員 中国地域統括 2024年 4月 当社 上席執行役員 管理本部 総務部部长 (現任)	80,000株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 中国、バングラデシュなど当社海外拠点の統括を歴任し、グローバルな視座と経験を有しております。海外拠点での経営管理を通じて培った知見と見識を以って、当社グループのグローバルな経営体制を推進するため、新たに選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
7	つじ かず よし 辻 和 克 (1956年9月24日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年4月 東レ株式会社 入社 2003年4月 PT.TORAY TRADING INDONESIA DIRECTOR 2007年4月 PT.TORAY TRADING INDONESIA PRESIDENT DIRECTOR 2012年6月 PT.INDONESIA SYNTHETIC TEXTILE MILLS PRESIDENT DIRECTOR PT.ACRYL TEXTILE MILLS PRESIDENT DIRECTOR 2016年6月 丸一繊維株式会社 社長 2020年7月 当社 入社 2020年11月 当社 執行役員 事業4部統括 PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA PRESIDENT DIRECTOR 2023年4月 当社 執行役員 J V管理部 部長 2023年6月 当社 取締役 (J V管理部管掌) 2024年4月 当社 取締役 特命担当 (現任)	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            企業経営者としての相応しい人格を持ち、長年培った繊維事業に対する高い見識と経営に対する経験と知識を活かして2020年11月から当社グループのインドネシアにおける事業を統括しております。当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮し、持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

(注) J VはJoint Ventureの略称であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
8	えしまたかし 江島貴志 (1971年10月22日生)  再任	1996年8月 オカノハイテック株式会社 (現 オー・エイチ・ティ株式会社) 入社 2008年12月 同社 代表取締役 2013年10月 同社 取締役 営業本部長 2015年1月 株式会社誠和 入社 事業統括本部長 2015年5月 同社 取締役 事業統括本部長 2015年6月 当社 監査役 2017年6月 当社 社外取締役 (現任) 2023年8月 株式会社シモエ 取締役副社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シモエ 取締役副社長	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。経験を活かしてガバナンスの向上に努め、少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。			
9	なかがわやすあき 中川康明 (1954年12月23日生)  再任	1978年4月 檜山株式会社 (現 株式会社オンワードホールディングス) 入社 2007年9月 オンワード商事株式会社 企画統括部長 2008年3月 同社 取締役 SP事業本部長 2014年3月 同社 取締役 国際部部长 2019年6月 当社 社外取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 アパレル業界における豊富な知識および製品の生産に関する見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。経験を活かしてガバナンスの向上に努め、少数株主の利益が不当に害されることがないように会社経営を監督することを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 江島貴志氏及び中川康明氏は、社外取締役候補者であります。なお、江島貴志氏及び中川康明氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員としての届出を継続する予定であります。
3. 江島貴志氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。なお、江島貴志氏は当社の社外取締役就任前は、当社の社外監査役であり、その在任期間は2年でありました。また、中川康明氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって5年になります。
4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第28条第2項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき江島貴志氏及び中川康明氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役、執行役員、管理監督及び指揮命令を行う従業員であり、選任された取締役候補者は全員当該保険契約の被保険者に含められます。また、次の更新時には同内容での更新が予定されております。

**(ご参考) 第2号議案の候補者及び監査役に期待される主な専門性・経験等**

	氏名	当社における役職	企業経営	営業	生産品質技術	海外事業	財務会計	人事法務 コンプライアンス	サステナビリティ ESG	ICT DX
取締役	松岡 典之	代表取締役	○	○	○	○				
	渡邊 篤史	取締役		○		○				○
	田村 保治	取締役	○	○				○	○	
	馬場 誠	取締役			○	○			○	
	金子 浩幸	取締役					○		○	○
	松岡 辰徳	取締役				○		○	○	
	辻 和克	取締役	○	○		○				
	江島 貴志	社外取締役	○		○					○
	中川 康明	社外取締役		○	○	○				
監査役	栗山 文宏	常勤監査役	○	○		○				
	郷 英訓	常勤監査役				○	○	○		
	岡 耕一郎	社外監査役	○				○	○		
	松本 久幸	社外監査役					○	○		○

(注) 上記は、各人が持つ全ての専門性・経験を示すものではなく、当社の経営戦略の推進にあたり、期待される専門性・経験を示しています。

以上



# 株主総会会場ご案内図

【会 場】 広島県福山市三之丸町8番16号  
福山ニューキャッスルホテル 3階 光耀の間  
電話 084-922-2121 (代表)



【交 通】 <JRご利用の場合>  
・山陽新幹線・山陽本線・福塩線 福山駅より徒歩1分  
<お車でお越しの場合>  
・山陽自動車道福山東 I. C. より15分

車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。  
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



地球環境に配慮した  
植物油インキを使用しています。